目 次

例

条

野営場野営施設利用料金条例の一部を改正する条例 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県立

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 地

施行条例の一部を改正する条例

岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正す

岐阜県暴力団排除条例

生活 環 境

球 環 境

課

組織犯罪対策課 六三三

(保健医療 課

(労働 雇 用 課

七

(—) 平 成二十二年十二月二十一日

号

外

例の一部を改正する条例 (条例第五二号) 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県立野営場野営施設利用料金条

岐阜県飛驒木曽川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設を廃止することとした。

(別表第一関係)

その他所要の規定の整理を行うこととした。

条例 (条例第五三号)

三 この条例は、平成二三年一月一日から施行することとした。 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する

出会い系喫茶の営業について、禁止地域及び禁止時間を定めることとした。(第一一 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令」の一部改正に伴い、

条及び第一三条関係)

二 この条例は、平成二三年一月一日から施行することとした

岐阜県暴力団排除条例 (条例第五四号)

進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、 な育成を図るための措置、 等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全 与することを目的として、 得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、暴力団の排除を推 暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲 暴力団の排除に関し、 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることとし 及び社会経済活動の健全な発展に寄 基本理念を定め、 並びに県及び県民

暴力団の排除に関する基本理念を規定することとした。(第三条関係)

た。(第一条関係)

Ξ 暴力団の排除に関し、 県 県民及び事業者の責務を規定することとした。(第四条

(金曜日) 発行

岐 阜

県 公 報

号 外

毎週

平成二十二年十二月二十一日

(ときは翌日)

号 外 (1)

及び第五条関係)

四 暴力団の排除に関する県の基本的施策を規定することとした。(第六条~第一二条

五 メートルの区域内における暴力団事務所の開設又は運営の禁止等について規定するこ ととした。(第一三条及び第一四条関係) 学校、児童福祉施設、児童相談所、公民館、 図書館、博物館等の敷地の周囲二〇〇

六 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について規定することとした。(第一五条 及び第一六条関係)

七 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等について規定することとした。(第

七条関係 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等を規定することとした。(第

八条及び第一九条関係 義務違反者に対する措置等を規定することとした。(第二〇条~第二二条関係)

十一 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。 岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例 (条例第五五号)

罰則について規定することとした。(第二四条及び第二五条関係)

子宮頸がん等の予防接種の促進を図るために市町村が実施する事業に要する資金に た。(本則関係) 充てるため、岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金を設置することとし

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第五六号)

から平成二五年六月三〇日に変更することとした。(附則第二項関係) 岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二四年六月三〇日

二 この条例は、 公布の日から施行することとした。

条

例

例の一部を改正する条例をここに公布する。 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県立野営場野営施設利用料金条

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県立野営場野営施設利用料 金条例の一部を改正する条例

(岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 一条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一

号)の一部を次のように改正する。

野営施設 温泉乗政野営場 川国定公園下呂 岐阜県飛驒木曽 公園大白川野営 岐阜県白山国立 場野営施設 白川村 大野郡 下呂市 を

別表第一中

公園大白川野営 岐阜県白山国立 場野営施設 大野郡 白川村 に改め

ಠ್ಠ

いて「野営施設」という。) の項を削る 別表第三岐阜県飛驒木曽川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設 (以下この項にお

(岐阜県立野営場野営施設利用料金条例の一部改正)

第二条 岐阜県立野営場野営施設利用料金条例 (平成十七年岐阜県条例第五十五号)の

部を次のように改正する。

設」に改める。 第二条中「別表第一に掲げるとおり」を「岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施

第三条第一項及び第四条第五項中「別表第二」を「別表」に改める

別表 (第三条、 別表第二を削り、別表第一を次のように改める。 第四条関係

に規定する乳児及び幼児六十四号)第四条第一項(昭和二十二年法律第百一年) 小学生、 区分 を除く。) 中学生及び高校 宿泊に利用する場合 宿泊に利用する場合 宿泊以外に利用する場合 宿泊以外に利用する場合 |一人一回につき四八〇円 金額 人一泊につき九六〇円 人一回につき三〇〇円 人一泊につき六〇〇円

宿泊に利用する場合の利用時間は、午後二時から翌日の正午までとする。

宿泊以外に利用する場合の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

この条例は、 平成二十三年一月一日から施行する。

条例をここに公布する。 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第五十三号

する条例 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正

阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岐

第十三条第一号中「第十一条第一号」の下に「及び第二号」を加える。 第十一条第二号中「行う営業」の下に「及び法第二条第六項第六号の営業」 を加える。

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

岐阜県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事

古

田

肇

岐阜県条例第五十四号

目次

岐阜県暴力団排除条例

第一章 総則 (第一条 第五条)

暴力団の排除に関する基本的施策等(第六条

第十二条)

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置(第十三条・第十四条)

第四章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等(第十五条・第十六条)

第五章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等(第十七条)

不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等(第十八条・第十九条)

第七章 義務違反者に対する措置等(第二十条 第二十二条 第六章

第八章 雑則 (第二十三条)

第九章 罰則 (第二十四条・第二十五条)

第一 章

(目的)

第一条 この条例は、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを 背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、 もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、 ともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、 暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにすると ことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- 暴力団員
 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をい

県民等県民及び事業者をいう。

五 (基本理念) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

第三条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不 関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。 対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民等、 当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に (県の責務

第四条 県は、前条に定める基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、県民 県暴力追放運動推進センター として指定を受けた者その他暴力団の排除のための活動 等の協力を得るとともに、法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から岐阜 に取り組む団体との連携及び協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的 に推進するものとする

(県民等の責務)

岐

阜

県

公

報

第五条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、 の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。 相互に連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団

- 除に関する施策に協力するものとする。 により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排 事業者は、 基本理念にのっとり、その行う事業 (事業の準備を含む。以下同じ。)
- とがないよう努めるものとする。 県民等は、基本理念にのっとり、 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つこ
- 提供するよう努めるものとする。 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、当該情報を県

一章 暴力団の排除に関する基本的施策等

(推進体制の整備)

第六条 するものとする。 県は、関係機関及び関係団体と連携を図り、暴力団の排除のための体制を整備

排除のための体制を整備するものとする。 警察署長は、その管轄区域において、市町村及び関係団体と連携を図り、暴力団の

2

(県の事務及び事業における措置)

第七条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならな る入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。 いよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施す

(公の施設の使用における措置)

第八条 知事若しくは教育委員会又は地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二 百四十四条の二第三項に規定する指定管理者は、県が設置した公の施設が暴力団の活 設の使用の許可を取り消すことができる。 動の用に供されると認めるときは、当該公の施設の使用を許可せず、又は当該公の施

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民が組織する民間の団体が自発的に行う暴力団事務所の撤去運動その うものとする。 他の暴力団の排除のための活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行

2 情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、 害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損

るよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 県は、前二項に定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資す

(保護措置)

第十条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団か ら危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護体制の整備、保護に必 要な資機材の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十一条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよ 県内における暴力団の活動実態等についての県民等への周知、 暴力団の排除の気

5

県

公

報

運を醸成するための集会の開催その他の広報活動及び啓発活動を行うものとする。 (市町村への協力)

第十二条 県は、市町村において、地域の実情に応じた暴力団の排除のための施策が講 じられるよう、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。 第三章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する指導等)

第十三条 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力 団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、 青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 (暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十四条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内におい ては、これを開設し、又は運営してはならない。

二 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七条第一項に規定する児童福祉 く。) 又は同法第百二十四条に規定する専修学校 (高等課程を置くものに限る。) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除

社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) 第二十一条に規定する公民館

施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

五 兀 は同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第二条第一項に規定する博物館又 図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する図書館

裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号) 第二条第一項に規定する家庭裁判所

更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所 少年院法 (昭和二十三年法律第百六十九号)第十六条に規定する少年鑑別所

めの良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るた

の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に同項各号に掲げるいずれか れらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、こ たものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこ の施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなっ 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例

暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

(利益の供与の禁止)

第十五条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に 対し、次に掲げる行為をしてはならない。

の供与」という。) をすること。 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与 (以下「利益

二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2

る場合は、この限りでない。 ないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由があ 資することとなる利益の供与をしてはならない。 員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団 ただし、法令上の義務又は情を知ら

(契約時における措置)

第十六条 事業者は、その行う事業に関し、契約を締結する場合において、当該契約が と認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めなけ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがある

ればならない。 ときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなけ 力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認められる 事業者は、その行う事業に関し、書面による契約を締結するときは、当該契約が暴

第五章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第十七条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第十五条の規定に違反 こととなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。 することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同条の規定に違反する

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

第十八条 県内に所在する不動産 (以下「不動産」という。)の譲渡又は貸付け (地上 ものでないことを確認するよう努めなければならない 権の設定を含む。以下「譲渡等」という。) をしようとする者は、当該譲渡等に係る 契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供する

第七章

義務違反者に対する措置等

2 ととなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない 何人も、 自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されるこ

6)

- 3 事項を定めるよう努めなければならない。 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる
- 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
- ることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をす
- 動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、 を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。 前項第二号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不 速やかに、当該契約

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第十九条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に 対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない

ととなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されるこ

第二十条 規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度におい に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会 て、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。 公安委員会は、第十五条、第十七条、第十八条第二項又は前条第二項の規定

岐

第二十一条 当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。 の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼ し、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、 公安委員会は、第十五条、第十七条、第十八条第二項又は第十九条第二項

第二十二条 が正当な理由がなくてこれに従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところに た者が正当な理由がなくてこれを拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者 より、その旨を公表することができる。 公安委員会は、第二十条の規定により説明若しくは資料の提出を求められ

> めるところにより、 なければならない。 公安委員会は、 前項の規定による公表をしようとするときは、 あらかじめ、同項に規定する者に対して意見を述べる機会を与え 公安委員会規則で定

2

第八章 雑則

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 公安

第九章 罰則

委員会規則で定める。

第二十四条 第十四条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した 者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。 行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。 人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、 この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用

する場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者と 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する

岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

古 田

肇

岐阜県知事

岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例

岐阜県条例第五十五号

第一条 子宮頸がん等の予防接種の促進を図るために市町村が実施する事業に要する資 という。)を設置する。 金に充てるため、岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金(以下「基金」

(積立て)

第三条 基金に属する現金は、 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることがで 保管しなければならない。 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入 するものとする。

(繰替運用)

第五条(知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利 率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等 (預金保険法 (昭和四十六年法律第三十 四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。) が発生したときは、当該金融機関に 機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預 年法律第五十三号) 第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。) として金融 四号) 第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法 (昭和四十八 対する債務 (借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。) と当該預貯金等 金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県条例第五十六号

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 (平成二十一年岐阜県条例第八号)の一部

を次のように改正する 附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県知事

古

田

肇

ī	号 外 (1)	岐	阜	県	公	報	平成 22 年 12 月 21 日	(8)
平成二十二年十二月二十一日発行								
発 発 行 行 所 者								
岐 阜 県 庁岐阜市薮田南二丁目一番一号								
編集								
各務原市テクノプラザー ー ブイ・7								
ブイ・アール・テクノセンター								